

○登米市出張市役所実施要綱

(趣旨)

第1条 市民の市政に対する関心と理解を深め、開かれた市政の実現と市民との協働による本市の持続的な発展を具現化するため、市職員を派遣し、登米市出張市役所（以下「出張市役所」という。）を開設することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第2条 出張市役所を利用できる者は、政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としていない登米市内の団体又はサークル（以下「団体」という。）で、15人以上の参加が見込まれる団体とする。

(開催日時)

第3条 開催日は、団体からの要望により決定する。ただし、年末年始は除くものとする。

2 開催時間は、午前9時30分から午後9時までの間で、90分前後とする。

(会場)

第4条 会場は、団体の要請により決定（個人宅でも可）する。ただし、会場借用は、申し込み団体で行うものとし、会場借用に費用が発生する場合は、当該団体が負担するものとする。

(申込)

第5条 団体は、開催希望日の2週間前まで、出張市役所開催申込書（様式第1号）により総務部市長公室へ申し込むものとする。

(テーマ)

第6条 各課等では、出張市役所に必要と思われるテーマを1つ以上、前もって設定し総務部市長公室へ通知する。

2 団体は、設定されたテーマ以外のものも選定することができるものとし、その場合は事前に総務部市長公室と協議して決定するものとする。

(決定等)

第7条 総務部市長公室長は、第5条の申し込みがあった場合は、総務部長と協議の上派遣する課等を決定し、該当課長等と調整の上講座の諾否を受けた後、申し込み団体へ通知するものとする。

2 参加予定者への通知は、団体が行うものとする。

(経費)

第8条 職員派遣に要する経費などの市に対する費用は、無料とする。また、市の施設を使用する場合の使用料等についても無料とする。

(報告)

第9条 出張市役所に参加した課等は、その内容を総務部市長公室を経由のうえ市長に文書で報告するものとする。